**平成３０年（再イ）第２号**
愛知県岡崎市岩津町字西坂55番地83
再生債務者　小林　隆史
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成30年４月16日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成30年４月19日
名古屋地方裁判所岡崎支部

**平成２９年（再イ）第６０号**
大津市国分１丁目502番地の７　エステイト国分301
再生債務者　川地　宏和
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成30年４月16日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成30年４月18日
大津地方裁判所民事部再生係

**平成２９年（再イ）第１４１号**
神戸市須磨区竜が台１丁目12番地　34号棟504号
再生債務者　市川　克則
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成30年４月16日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成30年４月18日
神戸地方裁判所第３民事部個人再生係

**平成２９年（再イ）第４１号**
石川県白山市湊町カ396番地２　クオーレⅡ－101号室
再生債務者　髙　　浩司
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成30年４月17日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成30年４月19日　　金沢地方裁判所民事部

**平成３０年（再イ）第１号**
金沢市松島３丁目205番地　トゥインクル205　202号
再生債務者　道端　康宏
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成30年４月17日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成30年４月19日　　金沢地方裁判所民事部

**平成２９年（再イ）第７１号**
静岡県浜松市中区葵西３丁目27番22号　グランドール303号室
再生債務者　平野　善久
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成30年４月17日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成30年４月19日
静岡地方裁判所浜松支部再生係

**平成２９年（再イ）第１５号**
三重県名張市桔梗が丘南４番町１街区29番地
再生債務者　岡田　信也
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成30年４月17日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成30年４月19日　　津地方裁判所伊賀支部

**平成３０年（再イ）第３号**
岡山市中区原尾島３丁目７番７号　エスポアール22　307号
再生債務者　板本　健氏
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成30年４月17日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成30年４月19日
岡山地方裁判所第３民事部

**平成２７年（再イ）第３７号**
岩手県紫波郡矢巾町大字広宮沢第１地割２番地651
再生債務者　藤澤　将隆
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成30年４月18日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成30年４月19日
盛岡地方裁判所第２民事部

**平成２９年（再イ）第３７号**
盛岡市中ノ橋通１丁目３番14号
再生債務者　内藤　　洋
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成30年４月18日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成30年４月19日
盛岡地方裁判所第２民事部

**平成２９年（再イ）第４３号**
岩手県紫波郡紫波町紫波中央駅前２丁目１番地22
再生債務者　菅原　多恵
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成30年４月18日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成30年４月19日
盛岡地方裁判所第２民事部

**平成２９年（再イ）第４４号**
石川県白山市成町291番地１　クレッシェンドⅡ－104号室
再生債務者　尾樫　拓也
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成30年４月18日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成30年４月19日　　金沢地方裁判所民事部

**平成２９年（再イ）第７９号**
愛知県西尾市吉良町吉田西高島１番地
再生債務者　糟谷　好二
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成30年４月18日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成30年４月19日
名古屋地方裁判所岡崎支部

## 第44回下水道技術検定実施公告

**日本下水道事業団公告第１号**

日本下水道事業団法施行令（昭和47年政令第286号）第４条第３項の規定に基づき、下水道の設置等の設計、下水道の工事の監督管理又は下水道の維持管理を担当する者の技術検定を次のとおり実施するので公告する。

平成30年５月７日

日本下水道事業団理事長　辻原　俊博

1　検定の区分

技術検定は、次の表の検定区分に従い、同表の検定技術を対象として行う。

| 検定区分 | 検定技術 |
|---|---|
| 第１種技術検定 | 計画設計（下水道法（昭和33年法律第79号）第４条第１項の事業計画及び第25条の11第１項の事業計画に定めるべき事項に関する基本的な設計をいう。）を行うために必要とされる技術 |
| 第２種技術検定 | 実施設計（計画設計に基づく具体的な設計をいう。）及び下水道の設置又は改築の工事の監督管理を行うために必要とされる技術 |
| 第３種技術検定 | 下水道の維持管理を行うために必要とされる技術 |

2　試験科目及び試験の方法

技術検定は、学科試験により行う。学科試験は、次の表の検定区分に従い、同表の試験科目について、それぞれの試験の方法により行う。

| 検定区分 | 試験科目 | 試験の方法 |
|---|---|---|
| 第１種技術検定 | 下水道計画、下水道設計、施工管理法、下水処理及び法規 | 多肢選択式及び記述式 |
| 第２種技術検定 | 下水道設計、施工管理法、下水処理及び法規 | 多肢選択式 |
| 第３種技術検定 | 下水処理、工場排水、運転管理、安全管理及び法規 | 多肢選択式 |